

● 所得制限限度額表

扶養親族等の数	本人（受給資格者）	配偶者・扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円
所得制限限度額に 加算するもの	16歳～22歳の扶養親族がある場合は 1人につき25万円 70歳以上の同一生計配偶者、老人扶 養親族がある場合は1人につき10万 円	老人扶養親族がある場合は1人につ き6万円（ただし、扶養親族がすべ て老人扶養親族の場合は1人を除 く）

※所得制限の対象となるご本人の所得には公的年金等も含まれます。

※手当が支給できるのは、所得額から下記の控除額を引いた金額が、本人（受給資格者）は上記の限度額以下の場合で、配偶者・扶養義務者は上記の限度額未満となる場合です。

● 所得額から控除する額

①本人（受給資格者）

諸控除 の額	障害者控除（本人を除く）、勤労学生控除、寡婦控除		各27万円
	特別障害者控除（本人を除く）	40万円	ひとり親控除 35万円
	社会保険料・医療費・雑損・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除の各控除実額		
	所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額		
	給与所得又は公的年金に係る所得がある場合	その合計額が10万円以上の場合 10万円	
	その合計額が10万円未満の場合		その合計額

②配偶者・扶養義務者

諸控除 の額	一律控除		8万円
	障害者控除・勤労学生控除、寡婦控除		各27万円
	特別障害者控除	40万円	ひとり親控除 35万円
	医療費・雑損・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除の各控除実額		
	給与所得又は公的年金に係る所得がある場合	その合計額が10万円以上の場合 10万円	
	その合計額が10万円未満の場合		その合計額

● 申請窓口・お問い合わせ

くわしいことは、お住まいの区の保健福祉課（福祉事務所）へおたずねください。

機関名	電話・FAX	機関名	電話・FAX
東灘区保健福祉部 保健福祉課	TEL 841-4131(代) FAX 851-9333	長田区保健福祉部 保健福祉課	TEL 579-2311(代) FAX 579-2343
灘区保健福祉部 保健福祉課	TEL 843-7001(代) FAX 843-7018	須磨区保健福祉部 保健福祉課	TEL 731-4341(代) FAX 735-8159
中央区保健福祉部 保健福祉課	TEL 335-7511(代) FAX 335-7919	須磨区北須磨支所 保健福祉課	TEL 793-1444 FAX 795-1140
兵庫区保健福祉部 保健福祉課	TEL 511-2111(代) FAX 521-3455	垂水区保健福祉部 保健福祉課	TEL 708-5151(代) FAX 706-2329
北区保健福祉部 保健福祉課	TEL 593-1111(代) FAX 594-0934	西区保健福祉部 保健福祉課	TEL 940-9501(代) FAX 990-2525
北神区役所 保健福祉課	TEL 981-5377(代) FAX 984-2334		